

景観重点地区に亀戸・深川門前仲町を指定 水辺・歴史・文化など地域の特性を生かした景観を形成



亀戸景観重点地区

①～⑤の区域を指定

「水辺に和む『福』都心」としての魅力向上に向けて、各区域の基本方針を定めます。

【景観づくりの基本方針】

- ①亀戸3丁目周辺区域 亀井戸を伝える～時代を伝えるやすらぎのまち～
- ②明治通り沿い区域 亀ぶら～歩いて楽しい商店街～
- ③横十間川沿い区域 まちとの共演～まちへと広がる水辺の縁側～
- ④北十間川沿い区域 歴史と自然をつなぐ水辺の路～人とまちがつながる～
- ⑤旧中川沿い区域 自然を楽しむ～カヌーも楽しめる水辺とまちのふれあい空間～

深川門前仲町 景観重点地区

①～④の区域を指定



「水辺がつなぐ深川気風」を守り育てるため、各区域の基本方針を定めます。

【景観づくりの基本方針】

- ①富岡八幡宮・深川不動堂周辺区域 深川情緒～にぎわいの中に垣間見える文化の名残～
- ②大横川沿い区域 親しめる水辺と小路～多様な表情を魅せる水辺とまち～
- ③佐賀町河岸通り・隅田川沿い区域 近代の軌跡～水運がもたらした文化の継承と発展～
- ④越中島周辺区域 水辺の予感～ゆかしき歴史と水・みどりを感じるまち～

区ではこのたび、江東区景観計画を改定し、亀戸と深川門前仲町の両地区を「景観重点地区」に指定しました。地域の方々と協力しながら、独自の基準による景観づくりを推進していきます。指定に伴い、7月以降、建築物・屋外広告物の景観の届出基準が変更となります。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

亀戸・深川門前仲町を2・3か所目の景観重点地区に

区では、地域の特性を生かした景観づくりを促進するため、平成23年度から地域の皆さんと検討を重ねるとともに、説明会を開催して意見募集を行いました。これらの結果を踏まえ、4月から亀戸・深川門前仲町の両地区を「景観重点地区」に追加指定し、新しい景観形成基準を策定しました。亀戸地区は5つ、深川門前仲町地区は4つの区域

に分け、景観形成の基本方針を定めています。

景観重点地区の指定は、第1号である平成19年4月の「深川万年橋地区」に次ぐ2・3か所目となります。

建築物・屋外広告物の景観の届出基準が変更 7月～

景観重点地区指定に伴い、建築物の新築・増築・外壁の塗り替え等や、屋外広告物景観配慮事項の届出基準が変更となります。

配偶者等からの暴力(DV)は殴るなどの身体的暴力のほか精神的・経済的暴力(暴言・生活費を渡さないなど)も含まれ、家庭内で起こることから表面化しにくいと言われています。

区では4月から、このようなDV被害者への支援を拡充するため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」および「江東区配偶者暴力対策基本計画」に基づき、「江東区

配偶者からの暴力相談は
DVホットラインへ
 ☎3647-9551

おちついて...

■匿名で相談できます
 ■相談内容については秘密を守ります

▲女性の専門相談員がお話を伺います

「女性のなやみとDV相談」に「配偶者暴力相談支援センター」機能を追加

大規模建築物については、届出の前に、月1回開催される都市景観専門委員会でも審議します。景観重点地区では、大規模建築物の基準が他の景観地区とは異なりますので、建築等を予定している場合は、早い段階での事

大規模建築物は都市景観専門委員会で審議

新基準は、7月以降の届出に対し適用されます。新基準の詳細や届出の時期などは、都市計画課(5階21番窓口)で配付する資料または、区ホームページをご覧ください。

配偶者暴力相談支援センターの機能を整え、新たに○身体的暴力の被害者に関する通報の受理○保護命令関係業務○DV被害相談の証明業務を行います。

「女性のなやみとDVホットライン」(江東区配偶者暴力相談支援センター)2月～金曜・午前9時～正午・午後1時～5時、土曜・午前9時～正午(日曜、祝日および年末年始を除く)

☎(3647)9551

前相談をお願いします。

☎(3647)9183 (景観)

届出が必要な基準

	景観重点地区内	左記を除く江東区内全域
建築物	すべての建築物	延べ面積1,000㎡以上または高さが15m以上のもの
大規模建築物	延べ面積1,000㎡以上または高さが20m以上のもの	延べ面積10,000㎡以上のもの
屋外広告物	表示面積が5㎡以上のも	表示面積が10㎡以上のもの

※工作物、開発行為等についても基準があります。詳しくはお問い合わせください。

事業協働提案制

「家庭訪問型子育て支援」 事業を紹介する講演会と 訪問者養成講座の説明会を開催

4/23(火)

区では今年度、区と区民の協働により取り組む「協働事業提案制度」として「家庭訪問型子育て支援事業」を行います。本事業は、子育てが思うようにいかず不安に思っているママや、引越してきたばかりで地域のことや子育て支援に困っているママや、おのづから子育てを希望される家庭に、週1回2時間ほど(計6回程度)ボランティアが訪問して一緒に過ごし、悩みを伺って子育てを応援します。

この事業を多くの区民の方に



国民健康保険の届出

加入・喪失の手続きは14日以内に

職場の健康保険などに加入していない方は、原則国民健康保険に加入しなければなりません(75歳以上の方や生活保護受給の方は除く)。

次に該当する方は、国民健康保険の加入対象となります。

- 現在無職で、他の健康保険の被扶養者に該当しない方
- 事業所を退職し、現在無職の方(健康保険の任意継続加入者を除く)
- 会社の健康保険に加入していないパートタイマー・アルバイトの方
- 個人経営の事業主とそこにお勤めの方で、他の健康保険に

加入していない方
※社会保険強制適用事業所(株式会社・有限会社・財団法人等)にお勤めの方は、国民健康保険への加入はできません。

また、職場の健康保険などに加入したときは、国民健康保険をやめる届出が必要です。

加入・喪失の届出は、14日以内にお願いします。届出が遅れると、期間を遡って保険料を支払っていただく場合があります。いつまでも保険料の請求が続いたりしますので、ご注意ください。

☎(3647)3167
FAX(3647)8443

ムスタートジャパン代表理事・大正大学教授 保 1歳6か月未満児15人(申込順・要予約。無料) 4月20日(土)※定員になりしだい終了

☎(3685)3267
FAX(3685)3267

国民健康保険料を改定 保険料納入通知書は6月中旬に発送

国民健康保険料は、基礎賦課分(医療給付費分)、後期高齢者支援金等分、介護納付金分(40歳~64歳)の合計額です。平成25年度の保険料率等が下表のとおり改定されました。

普通徴収(保険料を納付書または口座振替で納付)の方は、6月~平成26年3月までの10回でお支払いいただきます。

特別徴収(年金からのお支払)の方は、平成24年4月以降に65歳になった方や転入した方等は、平成24年度の介護納付金を除く年間保険料のおおむね6分の1の額を年金から納めさせていただきます。

平成25年度の保険料率等が下表のとおり改定されました。

第二期特定健康診査等実施計画(江東区国民健康保険)を策定

国民健康保険では、40歳から74歳の被保険者の方を対象に、平成20年4月から特定健康診査(以下、特定健診)・特定保健指導を実施しています。特定健診は、糖尿病などの生活習慣病予防のため、メタボリックシンドロームに着目した健診です。健診の結果、生活習慣の改善が必要と判断された方には、特定保健指導を行います。保健師や管理栄養士等が食事や運動のアドバイスを行い、生活習慣の改善に取り組めるよう支援します。

特定健診等実施計画は、江東区の国民健康保険加入者の特定健診・特定保健指導の目標、実施方法などを定めるものであり5年ごとに見直しを行うこととなっております。第一期となる平成20年度から24年度までの5年

計画の概要

1. 江東区の現状

人口約48万人、国民健康保険被保険者は約13万人です。40歳から74歳の医療費の状況は、生活習慣病関連のレセプト(診療報酬明細書)件数が約27%を占めており、東京都全体の平均(約24%)と比較して若干高い状況です。

2. 実施率と目標値

実績および目標値は次のとおりです。目標値は、国の基本指針が示す参酌標準に即して設定しました。

年度	実績(%)				目標値(%)					
	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
健診受診率	44.0	43.0	39.6	40.2	-	45	48	50	55	60
保健指導実施率	11.0	24.8	6.1	23.8	-	30	35	40	50	60

平成23年度は、平成20年度と比べて9.5%減少しました。平成29年度は、平成20年度と比べて25%の減少を目標値としました。

今年度の特定健康診査、特定保健指導の実施の詳細は、後日区報等でお知らせします。

☎(3647)8516

ていただきます(仮徴収通知書を事前にお送りします)。

非自発的失業者の方の保険料を届出により軽減

企業の倒産やストライキなど、本人の意思と関係なく失業し、国保に加入している方の保険料の負担軽減を図るため、前年の給与所得を1000分の30として保険料を算定する軽減措置を行います。

☎(3647)8520
FAX(3647)8443

保険料の計算のしかた

1. 賦課のもととなる所得金額を算出し、世帯分を合算

$$\text{国保加入者の所得(収入-必要経費)} - \text{基礎控除33万円} = \text{賦課のもととなる所得金額(a)} \times \text{税率}$$

加入者全員の(a)の合算額=(A)、40~64歳の加入者全員の(a)の合算額=(B)

2. 次のそれぞれにつき、保険料を算出

基礎賦課分(医療給付費分)	(A) × 0.0602 +	30,600円 × 世帯の国保加入者数	=	年間医療分(51万円を限度)	(C)
後期高齢者支援金等分	(A) × 0.0234 +	10,800円 × 世帯の国保加入者数	=	年間後期高齢者支援金分(14万円を限度)	(D)
介護納付金分	(B) × 0.0178 +	15,000円 × 世帯の40~64歳の国保加入者数	=	年間介護分(12万円を限度)	(E)

所得割額 均等割額

3. 上の2で算出した額を足すと年間の保険料になります

年間医療分(C)	+	年間後期高齢者支援金分(D)	+	年間介護分(E)	=	年間保険料(77万円を限度)
----------	---	----------------	---	----------	---	----------------

6月は東京都議会議員選挙 立候補予定者説明会を開催

4/26(金)

6月23日(日)に執行される、東京都議会議員選挙の立候補予定者対象とした説明会を開催します。

の記入方法などについての説明

☎(3647)9091
FAX(3647)8443

☎(3647)8516

「中高層建築物紛争予防条例」

近隣住民への説明内容の区への報告義務など 7/1(月)施行を改正

中高層建築物の建築紛争を未然に防止するため、「江東区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」を一部改正します。

○主な改正点

- 紛争の防止および解決のため、設計者等は建築主に協力すること
- あつせん・調停の手続は非公開

説明会等の方法

新基準(7/1(月)~適用)	
延べ面積が3,000㎡を超え、かつ高さが20mを超える建築物	説明会による説明
上記を除き高さが10mを超える建築物	説明会または戸別訪問による説明

標識設置時期(確認申請等の受付日前の日数)

新基準(10/1(火)~適用)	
延べ面積が3,000㎡を超え、かつ高さが20mを超える建築物	90日前
延べ面積が2,000㎡を超え、かつ高さが10mを超える建築物	60日前
延べ面積が500㎡を超え、かつ高さが10mを超える建築物	30日前
上記を除き高さが10mを超える建築物	15日前

○公表対象の条例違反要件の追加
あわせて「江東区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則」を見直し、標識設置時期や説明会等の方法を別表のとおり改正します。

条例および施行規則の施行は、7月1日(月)です(但し、標識設置時期の改正は10月1日(火)となります)。

現在、中高層建築物の建築計画がある方や事業主の方は、ホームページで改正内容・手続きの詳細を確認するか、お問い合わせください。

☎(3647)9767



特別徴収が始まる方へ(年金からの差し引き)

特別徴収(年金からの差し引き)が4月・6月に始まる方に対し、平成25年度保険料の仮徴収額通知書を4月中にお送りします。今回お知らせする仮徴収額は、平成25年度の課税所得額がまだ確定していないため、昨年度の課税所得額をもとに仮計算したものです。課税所得額が決定する6月に改めて計算し、保険料を支払っています。

介護保険は、皆さんの納める保険料で支えられています。

6月中旬に65歳以上の被保険者全員に「介護保険料額決定通知書」をお送りします。

すでに特別徴収となっている方の4・6月の保険料額は、2月と同額となります。

介護保険の支払い方法
介護保険は、皆さんの納める保険料で支えられています。

4月から区の組織を一部変更

土木部などで組織改編

4月から、区の組織を一部変更します。変更される部署は次のとおりです。

☎(3647)9181

区民部制度変更に伴い
外国人登録係を廃止
外国人登録制度廃止に伴い、区民課の外国人登録係を廃止します。住民記録係および証明係で業務を引き継ぎます。

☎(3647)9532

環境清掃部許可事務の所管変更に伴う係の廃止
一般廃棄物処理業等の許可事務が東京二十三区清掃協議会での共同事務となったことに伴い、清掃リサイクル課許可・指導係を廃止します。

☎(3647)8543

福祉部社団法人の認可と指導を担当する指導係を新設
福祉課に、社会福祉法人の認可と指導を行う指導係を新設します。合わせて介護事業者の指導も担当し、介護保険課事業者指導係は廃止します。

☎(3647)9627

土木部土木関連施設の保全業務を集約
施設保全課を新設し、土木関連施設の保全業務を集約します。道路、公園、緑化推進等の事業についても、組織を整理します。組織改正に伴う主な窓口変更は次のとおりです。

☎(3647)9627

建築行為の際の緑化指導、緑化助成申請など管理課CIG推進係へ(防災センター3階)
「みどりのボランティア活動支援」など施設保全課業務係へ(道路事務所内)

☎(3647)8543

私道防犯灯助成事務など施設保全課照明・設備係へ(道路事務所内)
管理課管理係(防災センター3階2番)

☎(3647)8543

教育委員会事務局学校施設の計画的な整備を推進
学校施設課に施設計画係を新設し、学校施設の計画的な整備を図ります。

☎(3647)8543

平成25年度土木部組織改正(改正前)

管理課
道路課
水辺と緑の課
みどり推進担当課長
交通対策課
特命担当課長

(改正後)

管理課
道路課
河川公園課(名称変更)
施設保全課(新設)
交通対策課
地下鉄8号線事業推進担当課長

平成25年度土木部組織改正(改正前)

管理課
道路課
水辺と緑の課
みどり推進担当課長
交通対策課
特命担当課長

(改正後)

管理課
道路課
河川公園課(名称変更)
施設保全課(新設)
交通対策課
地下鉄8号線事業推進担当課長

凡例 時日時 場所 集集合 対象・定員 費用 内容 師講師 保一時保育 縮縮切日 申申込 問問合先 HPホームページ Eメール